

富山県融資制度

経済変動対策緊急融資「中東情勢特別対策枠」をご利用の皆様へ

高岡市が

上記制度利用による保証料の負担を補助します！

～ 高岡市中東情勢特別対策枠融資保証料補助金 ～



対象要件

富山県融資制度「経営安定資金(経済変動対策緊急融資(中東情勢特別対策枠))」の利用者のうち、

- ◆高岡市内に主たる事業所を有していること
- ◆上記の融資実行が令和8年7月1日～令和9年3月31日であること

上記2点、いずれも当てはまる方が、富山県信用保証協会に支払う保証料を補助します。

申請手続

補助内容	県の融資制度による保証料率0.35%～1.05%に対し、 県が1/2を補助、残り1/2を市が補助※します。 ※事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき、引き上げた部分の保証料は除きます。
申請に必要な書類等	①補助金交付申請書兼請求書 市のホームページからダウンロードできます   ②保証協会が発行した信用保証決定を示す書類の写し 及び 保証料の額の内訳を示した書類の写し 保証決定後に、富山県信用保証協会から金融機関を経由して事業者に発行される書類です。保証料の額の確認に使用します ③保証料が保証協会に納付されたことが確認できる書類の写し 振込依頼書の控えなど。支払の確認に使用します ④市税の完納を証明する書類（完納証明書） ⑤補助金の振込を希望する口座の通帳の写し 口座番号、口座種別、名義人名(カナ)が確認できるもの
提出方法	郵送又は持参
お問い合わせ先 (書類提出先)	〒933-8601 高岡市広小路7番50号 高岡市産業企画課 総務・金融係 (TEL：0766-20-1286)

(注意事項)

※融資の早期償還等により保証料の返戻が生じた場合は、その額を市へご返納いただきます。

※本事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施しています。